

社会福祉法人 天水福祉事業会 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ハ) 児童厚生施設の経営

(ニ) 放課後児童健全育成事業の経営

(ホ) 一時預かり事業の経営

(ヘ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(ト) 障害児通所支援事業の経営

(チ) 障害福祉サービス（農業含む）事業の経営

(リ) 相談支援事業の経営

(ヌ) 生計困難者に対する相談支援事業の経営

(ル) 老人短期入所事業の経営

(ヲ) 小規模多機能居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人天水福祉事業会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を熊本県玉名市天水町小天権現下6638番地に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、事務局員1名、外部委員2名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、評議員会が別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に、出席した評議員のうちから議事録署名人2名を選出し、その者が記名押印又は署名するものとする。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

第23条 理事及び監事には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、評議員会が別に定める。

(職 員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第25条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第26条 運営協議会の委員は8名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第27条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第28条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第29条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第30条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第6章 理 事 会

(構 成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 熊本県玉名市天水町小天字権現下6638番3、6635番2、6638番1所在の鉄骨造網板葺2階建

小天保育園 園舎1棟	1階	(425.14㎡)
	2階	(327.66㎡)

熊本県玉名市天水町小天字新立石6535番地1所在の鉄骨造かわらぶき2階建小天保育園 倉庫1棟

1階	(36.00㎡)
2階	(36.00㎡)

- (2) 熊本県玉名市天水町小天字権現下6638番1所在の鉄骨造合金メッキ網板葺2階建

若宮児童館 児童館1棟	1階	(174.43㎡)
	2階	(103.95㎡)

- (3) 熊本県玉名市天水町小天字権現下6635番1 所在の小天保育園
敷地 (470.37㎡)
- (4) 熊本県玉名市天水町小天字権現下6635番2 所在の小天保育園
敷地 (319.03㎡)
- (5) 熊本県玉名市天水町小天字権現下6638番1 所在の小天保育園
敷地 (1150.04㎡)
- (6) 熊本県玉名市天水町小天字権現下6638番3 所在の小天保育園
敷地 (446.50㎡)
- (7) 熊本県玉名市天水町小天字中道2968番地1、2968番地5、2967番地5、2967番地1 所在の鉄筋コンクリート造り陸屋根2階建
小天東保育園園舎1棟 1階 (176.62㎡)
2階 (175.00㎡)
- (8) 熊本県玉名市天水町小天字中道2967番地5 所在の木造セメント瓦葺平
屋建
児童館オレンジキッズ 児童館1棟1階 (205.72㎡)
- (9) 熊本県玉名市岱明町古閑字西市井川308番地、307番地、310番地
2、311番地2、319番地8、319番地12 所在の
鉄骨造スレートぶき平家建
睦合保育園 園舎1棟 (424.00㎡)
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
睦合保育園 園舎1棟 (103.49㎡)
コンクリートブロック造スレートぶき平家建
睦合保育園 機械室 (6.00㎡)
- (10) 熊本県玉名市岱明町古閑字西市井川325番1 所在の
睦合保育園 敷地(園庭) (1058㎡)
- (11) 熊本県玉名市築地字築地原841番地1 所在の
木造かわらぶき平家建
小規模保育所でんでん 園舎1棟 (211.99㎡)
- (12) 熊本県玉名市天水町小天字権現下6658番
敷地 (107.00㎡)
- (13) 熊本県玉名市天水町小天字権現下6655番
敷地 (1268.00㎡)
- (14) 熊本県玉名市天水町小天字権現下6654番1、6654番2
敷地 (566.00㎡)
- (15) 熊本県玉名市天水町小天字権現下6638番2
敷地 (588.44㎡)
- (16) 熊本県玉名市天水町小天字権現下6639番
敷地 (522.07㎡)
- (17) 熊本県玉名市天水町小天字権現下6640番1
敷地 (583.25㎡)

- (18) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下6641番地5所在の鉄骨造セメント瓦葺平家建
浴室 (104.00㎡)
- (19) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下6641番地4、6641番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建
養護所 (350.28㎡)
- (20) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下6645番地1、6645番地3、6642番地所在の鉄骨造陸屋根2階建造
事務所 (462.51㎡)
- (21) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下6645番地1、6645番地3、6642番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
作業所 (219.57㎡)
- (22) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下6645番1
敷地 (733.10㎡)
- (23) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下6645番3
敷地 (257.89㎡)
- (24) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下6642番
敷地 (550.00㎡)
- (25) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下6640番地1、6638番地2、6639番地、6637番地、6642番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根3階建
障害者支援施設 (2256.96㎡)
- (26) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下6640番地1、6638番地2、6639番地、6637番地、6642番地所在の鉄骨造陸屋根平家建
作業所 (60.00㎡)
- (27) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下6600番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
倉庫 (210.62㎡)
- (28) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下6679番地3所在の木造スレートぶき2階建
グループホーム「七福ホーム」 寄宿舍 1階 (70.38㎡)
2階 (46.37㎡)
- (29) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下6692番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
倉庫・居宅「自治寮」1棟 1階 (100.36㎡)
2階 (101.31㎡)
- (30) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下6679番地1所在の木造かわらぶき2階建
寄宿舍「ピュアハウス」1棟 1階 (51.34㎡)
2階 (49.68㎡)

- (31) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下 6 6 7 9 番地 3 所在の木造スレートぶき平家建
居宅・物置「円居」 1 棟 (36.48 m²)
- (32) 熊本県宇城市三角町波多字六反田 3 1 1 8 番地 1 5 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
物置「base」 1 棟 (38.92 m²)
- (33) 熊本県玉名市天水町小天宇馬渡 6 7 3 8 番地 7, 6 7 3 8 番地 3 所在の木造かわら・スレートぶき平家建
第二天水学園（呑んきや） 店舗 1 棟 (101.22 m²)
- (34) 熊本県玉名市天水町小天宇馬渡 6 7 3 8 番地 3 所在の
第二天水学園（呑んきや） 敷地（駐車場） (242.58 m²)
- (35) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下 6 6 3 3 番地 1、6 6 3 4 番地 2 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき三階建
老人ホーム (1976.86 m²)
- (36) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下 6 6 3 3 番地 1、6 6 3 4 番地 2 所在の鉄骨造陸屋根平家建
介護サービス施設 (386.27 m²)
- (37) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下 6 5 9 6 番 5
敷地 (105 m²)
- (38) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下 6 6 3 3 番 1
敷地 (1320.00 m²)
- (39) 熊本県玉名市天水町小天宇権現下 6 6 3 4 番 2
敷地 (1370.00 m²)
- (40) 熊本県玉名市築地字築地原 879 番地、841 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
障害児通所支援事業所「くるり」 一棟 (408.19 m²)
- (41) 熊本県玉名市築地字築地原 8 4 1 番 1 所在の
障害児通所支援事業所「くるり」 敷地 (2715.60 m²)
- (42) 熊本県玉名市築地字築地原 8 7 9 番 所在の
障害児通所支援事業所「くるり」 敷地 (593.86 m²)
- (43) 熊本県玉名市築地字築地原 8 9 1 番 2 所在の
障害児通所支援事業所「くるり」 敷地 (64 m²)
- (44) 熊本県玉名市築地字築地原 8 8 0 番 1 所在の
障害児通所支援事業所「くるり」 敷地 (1167 m²)
- (45) 熊本県玉名市天水町小天宇下山 7 5 0 番地 1、7 5 0 番地 2 所在の 木造スレートぶき平家建
作業所『下山工房「つなぐ」』 1 棟 (36.48 m²)
- (46) 熊本県玉名市天水町小天宇下山 7 5 0 番地 1、7 5 0 番地 2 所在の 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
作業所『下山工房「つなぐ」』（附属建物） 1 棟 (7.22 m²)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業及び第45条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、熊本県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、熊本県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第9章 収益を目的とする事業

(種 別)

第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) ふれあいホーム事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(収益の処分)

第46条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第10章 解 散

(解 散)

第47条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、熊本県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を熊本県知事に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、社会福祉法人天水福祉事業会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	國友 多賀夫
理 事	宮田 俊明
〃	内田 兵衛
〃	甲斐 等
〃	立川 博道
〃	上野 憲義
監 事	金川 政治

附 則

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成29年 8月12日から施行する。

(平成29年 9月28日変更届出)

この定款は、平成30年 5月23日から施行し、第1条(2)(ロ)幼保連携型認定こども園の経営については、平成30年4月1日から適用する。

この定款は、平成30年 7月23日から施行し、第8章公益を目的とする事業のうち(1)居宅介護支援事業、(2)地域支援事業については、平成30年4月1日から適用する。

この定款は、平成31年 3月26日から施行する。

(平成31年 4月12日変更届出)

この定款は、令和 元年 6月22日から施行する。

(令和 元年 7月12日変更届出)

この定款は、令和 2年 9月14日から施行する。

(令和 2年 6月23日変更届出)

この定款は、令和 3年 6月19日から施行する。

(令和 3年 6月29日変更届出)

この定款は、令和 4年 3月31日から施行する。

(令和 4年 3月25日変更届出)

この定款は、令和 4年 6月18日から施行する。

(令和 4年 6月30日変更届出)

この定款は、令和 5年 8月14日から施行する。

この定款は、令和 6年 6月22日から施行する。

(令和 6年 7月10日変更届出)

この定款は、令和 6年 7月30日から施行する。

(令和 6年 7月17日変更届出)

この定款は、令和 7年 7月11日から施行する。

(令和 7年 6月27日変更届出)

この定款は、令和 8年 2月19日から施行する。

(令和 8年 1月23日変更届出)